

一般財団法人愛媛陸上競技協会
登録会員規程

第1条（定義）

当協会における登録会員とは以下を指すものとする。

(1) 団体登録会員

団体登録会員とは、JAAF-SART で団体登録をした愛媛県内の団体で、以下のいずれかに該当する団体をいう。

- ① 実業団
- ② 地域陸協・地域体協、高専
- ③ 一般クラブ（陸上競技活動を行う①、②以外のスポーツ団体のうち、④及び⑤を除くもの）
- ④ U18 クラブ（陸上競技活動を行う①、②以外のスポーツ団体のうち、小学生、中学生及び高校生のみが競技者登録しているクラブで、⑤を除くもの）
- ⑤ 小学生クラブ（陸上競技活動を行う①、②以外のスポーツ団体のうち、小学生のみが競技者登録しているクラブ）
- ⑥ 愛媛県中学校体育連盟に登録している中学校
- ⑦ 愛媛県高等学校体育連盟に登録している高等学校
- ⑧ 中国四国学生陸上競技連盟に登録している大学
- ⑨ 学校教育法上の特別支援学校

なお、団体登録会員においては、JAAF-START の登録システムを通じ、競技者、コーチ及び審判員を、当該団体登録会員内に登録することができる（以下、登録された者を「団体構成員」という）。ただし、団体構成員として登録された者については、(3)の個人登録会員として登録することができないものとする。

(2) 団体構成員

JAAF-START の登録システムを通じ、団体登録会員内に、競技者、コーチまたは審判員として登録された者

(3) 個人登録会員

個人登録会員とは、以下のいずれかに該当する個人をいう。

① 登録競技者

- ア JAAF-START の登録手続において、所属団体を本協会として個人登録手続（一般会員）を行い、かつ、本協会に対し競技者登録申請を行い、本協会にて承認した者
- イ (1)⑧の大学以外の大学に所属する大学生であって、JAAF-START において愛媛県を所属県として登録している大学生

② 登録コーチ

- ア JAAF-START の登録手続において、所属団体を本協会として個人登録手続（一般会員）を行い、かつ、本協会に対しコーチ登録申請を行い、本協会にて承認した者
- イ (1)⑧の大学以外の大学に所属する大学生であって、JAAF-START において愛媛県を所属県として登録している大学生

第2条（登録手続）

登録会員は、本協会が別途定める手続に基づき、前条の分類に沿って本協会の会員登録手続を行う。

第3条（登録料等の支払）

登録会員は、当協会が別途定めるとおり、登録料、負担金及びシステム使用料等（以下総称して「登録料等」という。）を支払う。なお、団体構成員は、所属する団体登録会員を通じ、登録料等を支払うことができる。

第4条（登録拒否事由）

当協会は、本規程第5条及び処分規程第3条に定める各遵守事項、その他、本協会が定める規程に違反したことがあると認められる者またはそのおそれがある者の登録申請を拒否することができる。

第5条（遵守事項）

団体登録会員及び個人登録会員はそれぞれ以下の事項を遵守する。

- 1 第1条(1)の団体登録会員のうち、本条2項に定める団体以外の団体登録会員
 - (1) 毎年、年度初めの適切な時期に、JAAF-START に登録すること
 - (2) 団体構成員の増減及び情報変更等があった場合、すみやかに届出を行うこと
 - (3) 処分規程第3条に定める遵守事項及びその他本協会の定める規程に記載の事項
 - (4) 団体構成員に(3)の事項を遵守させるよう、必要な指導等を実施すること
- 2 第1条(1)の団体登録会員のうち、小学生または中学生が競技者として登録する団体登録会員。ただし、第1条(1)⑥及び⑨の団体については、以下のうち(2)、(3)及び(5)については適用除外とする。
 - (1) 前項に定める全ての事項
 - (2) 以下いずれかの JAAF の公認指導者資格保有者を1名以上登録すること。なお、公認指導者資格保有者1名につき、登録可能な団体は1団体のみとする。
 - ア JAAF 公認スタートコーチ
 - イ JAAF 公認ジュニアコーチ
 - ウ JAAF 公認コーチ
 - (3) 日常的に指導にあたる者は、極力、(2)アないしウのいずれかの公認指導者資格の保有者とする。また、JAAF-START への登録及び本規程に定める当協会のコーチ登録を必ず行うこと
 - (4) 以下に定める者を団体構成員として登録したり、指導またはその他団体の運営に関与させたりしないこと
 - ア 処分規程第3条に定める遵守事項（ただし、同条の遵守事項(8)を除く。）に違反し、現在資格停止処分を受けている者または過去に除名処分を受けた者
 - イ 過去に一度でも処分規程第3条(8)に該当する行為を行ったことがある者
 - (5) 登録審判員の配置及び大会運営への協力
 - ア 次のいずれかの資格を有する公認審判員を1名以上登録すること（以下、登録した審判員を「登録審判員」という）
 - ・S級審判員
 - ・A級審判員

- ・B級審判員

- ・C級審判員

イ 当該団体の選手が10名以上出場する競技会には、登録審判員または運営協力者を派遣すること

ウ 登録審判員は、各競技会において審判業務等を行うなど、大会運営に協力すること

3 団体構成員及び個人登録会員

(1) 毎年、年度初めの適切な時期に、JAAF-STARTに登録すること（団体構成員については、団体登録会員内への登録）

(2) 処分規程第3条に定める遵守事項及びその他本協会の定める規程に記載の事項

第6条（処分）

登録会員が本規程及びその他本協会が定める規程に違反した場合、処分規程に沿って処分を行う。

第7条（優先関係）

本協会の他の規程が本規程の内容と異なる場合、その部分に限り、本規程を優先するものとする。

第8条（改定）

本規程は理事会の決議により改定することができる。

附 則

1 本規程は令和8年5月1日から施行する。